

## 東京湾アクアラインを活用した地域づくり推進連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、東京湾アクアラインを活用した地域づくり推進連絡協議会「以下「協議会」という。」という。

(目的)

第2条 協議会は、通行料金引下げの恒久化の実現に向け、千葉県南部地域における行政、商工・観光団体及び企業等が相互に連携し、通行料金引下げの効果を産業振興や地域振興に確実に結び付けることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 通行料金引下げの効果を産業振興や地域振興に確実に結び付けるための会員が行う取組の促進に関する事
- (2) 関連道路網の整備や高速バスの拡充など交通アクセスの向上に向けた提言等の取りまとめに関する事
- (3) 関係諸団体及び会員等の連携及び連絡調整に関する事
- (4) その他第2条の目的を達成するために必要な事

(構成)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同して入会した者（この規約において「会員」という。）をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

2 会長、副会長及び監事は、総会において選任する。

3 役員任期は、2年とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。

3 監事は、会務及び会計を監査する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第8条 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、急を要するときその他特別な事情により総会の開催が困難なときは、書面により議決することができる。

2 総会において、議決する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること
  - (2) 事業報告及び収支決算に関すること
  - (3) 協議会規約の制定改廃に関すること
  - (4) その他会長が必要と認めること
- (役員会)

第9条 役員会は、役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(ワーキング部会)

第10条 協議会の円滑な運営を図るため、ワーキング部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会員は、会長が選任し、会務執行上必要な事業の調査及び検討を行う。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会を総括する。

(定足数)

第11条 会議は、総会においては会員、役員会においては役員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第12条 会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、事務局を会長の所属する団体に置く。

(経費)

第14条 協議会の経費は、会員の納付する負担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(会計報告)

第16条 協議会の会計は、総会において報告する。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、総会の議決のあった日から施行する。